

長岡京市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、長岡京市広告掲載取扱要綱（平成25年7月10日施行。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(広告を掲載しない業種及び事業者)

第2条 次に掲げる業種及び事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く。
- (4) エステティックサロン、美容整形、カイロプラクティック等法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する通信販売又は訪問販売を専ら行う事業者。ただし、同法第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
- (6) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業等利殖を目的とした投資・投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
- (8) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（平成23年4月1日施行）に基づく参加停止を受けている事業者
- (11) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用する等している事業者及び暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している事業者
- (12) 本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがあると市長が認める業種及び事業者

(掲載しない広告の内容)

第3条 要綱第4条各号に掲げる広告の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ア 法令により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

- イ 法令に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品又はサービスを
提供するもの
- (2) 公序良俗に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ア 暴力、賭博、覚醒剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し
美化するもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 人権侵害、差別若しくは名誉棄損のおそれのあるもの又はそれを助長するおそ
れのあるもの
 - ア 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につな
がる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 名誉棄損、プライバシーの侵害等のおそれのあるもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 選挙に関するもの
 - 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性のあるもの
 - 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
 - 宗教団体の布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 社会問題についての意見広告
 - ア 社会問題に関する主義主張を行うもの
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (8) 個人の名刺とみなされるもの
 - ア 個人の氏名、住所、連絡先のみの周知を目的とし、自己の事業又は営業内容
が明らかでないもの
 - イ 年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的とするもの
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
 - ア 誇大な表現、根拠のない表示又は誤解を招くような表現を含むもの
 - イ 虚偽の表示を含むもの
- (10) 美観風致を害するおそれのあるもの
 - ア 色彩、デザイン等が景観と著しく相違するもの
 - イ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にさせるおそれがある等交

通安全を阻害するおそれのあるもの

ウ その他良好な景観の形成又は風致の維持を害するおそれのあるもの

(11) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

ア 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの

イ 犯罪、ギャンブル等を肯定し助長するようなもの

ウ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの

エ 青少年の身体、精神又は教育に有害なもの

(12) 人事募集に該当するもの

職員、社員、店員及び講師募集等全ての人事募集に該当するもの

(13) 責任の所在が不明確なもの

ア 広告主の名称、連絡先電話番号等の明示が無いもの

イ Eメールアドレスのみ明示しているもの

ウ その他客観的に見て責任の所在が明らかでないもの

(14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者から申し込まれたもの

ア 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体等及び団体の構成員等がその活動のために利用するもの

イ 長岡京市が行う公共工事等からの暴力団排除に関する合意書（平成２５年３月１５日）第２条により京都府向日町警察署長に対して照会を行った結果、暴対法に規定する暴力団又はそれらの関係者から申し込まれたものと判明したもの

(15) その他本市の財産を活用した広告として適当でないと市長が認めるもの

ア 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める教育内容に反する等学校教育活動に支障を来すおそれのあるもの

イ 喫煙を勧奨するもの

ウ 特定の者に不利益を与えるもの

エ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するおそれのあるもの

オ 国、地方公共団体その他の公共機関が、広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

カ 債権取立て、示談引受け等をうたったもの

キ 加重・多重債務を助長するもの又はそのおそれのあるもの

ク 通信販売、訪問販売等をうたったもの（特定商取引に関する法律第３０条に

規定する通信販売協会に加盟している事業者が掲載するものを除く。)

ケ 投機又は射幸心を著しくあおるもの

コ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり又は不安を与えるおそれのあるもの

サ 色彩又はデザインが著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうおそれのあるもの

シ 品位を損なう表現のもの

ス 業種ごとに定めのある広告に関する関連法規（以下「広告の関係法令」という。）等に照らし問題があるものその他各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現となっているもの

セ その他本市の公共機関としての社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれのある内容又は表現を含むもの

（広告掲載の優先順位）

第4条 要綱第6条の広告掲載の優先順位を規定する同条各号の事業者は、次に掲げる事業者とする。

(1) 国、地方公共団体、公社、公益社団法人、公益財団法人及びこれらに類するもの

国、地方公共団体、公社、公団、事業団、政府関係機関、公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人、国又は地方公共団体と密接な関連をもって運営される事業者等

(2) 公的企業で、市内に事業所等を有するもの

電力、ガス、運輸（鉄道、バス）、通信及び放送事業者、各種銀行、信用金庫、信用組合並びに政府や地方公共団体が公益性を保持する観点から経営に参画する企業

(3) 前2号に掲げるもの以外の企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの

市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業者等又は商店街、専門店街等の連合体

（広告掲載の表示基準）

第5条 広告掲載を行う広告の表示内容の基準に関する共通事項は、次に定めるとおりとする。

(1) 広告であることを原則として明示すること。

(2) 当該広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告表示基準等を遵守すること。

(3) 広告主の名称及び連絡先を明示すること。なお、Eメールアドレスのみの明示は認めない。

(4) 前３号に掲げるもののほか、次の表示について、注意を要すること。

ア 割引価格

割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例) 「メーカー希望小売価格の３０％引き」等

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること（根拠となる資料が必要）。

ウ 無料で参加又は体験できるもの

費用がかかることがある場合は、その旨を明示すること。

例) 「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

エ 肖像権、著作権等

無断使用がないか確認すること。

(広告媒体による個別の基準)

第６条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の本来の目的、性質等に応じ、個別の広告掲載に関する基準等を別に定めることができる。

附 則

この基準は、平成２５年７月１０日から施行する。